

# 令和4年度入学者一般選抜入学試験問題

## (C日程 国際経済学部)

### 小論文

#### 注意事項

- 1 試験時間は、午前10時から午前11時までである。
- 2 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
- 3 この試験では、問題冊子（4ページ）、解答用紙2枚及び下書き用紙1枚を配付する。
- 4 試験開始の合図があつてから、解答用紙に受験番号を必ず記入すること（氏名の記入は不要）。解答用紙は2枚あるので、必ず2枚すべてに記入すること。
- 5 解答は、解答用紙の所定の欄に横書きで記入すること。所定の解答欄以外に記入した解答は無効である。字数の指定がある問題については数字や句読点は1字と数えること。文字数を記入する必要はない。
- 6 問題冊子及び解答用紙にページの欠落や印刷不鮮明な部分等がある場合は、手をあげて、試験監督者がそばに来てからその旨申し出ること。
- 7 原則として、試験時間中の途中退室は認めない。  
ただし、具合が悪くなった場合、トイレに行きたくなった場合等は、手をあげて、試験監督者がそばに来てからその旨申し出ること。
- 8 試験終了の合図があつたら直ちに筆記用具を置くこと。
- 9 試験終了の合図があつて筆記用具を置いたら、机の上に問題冊子と下書き用紙を重ねて置き、その上に表にした解答用紙を問1・問2の解答用紙が上になるように重ねて置くこと。
- 10 試験監督者の許可があるまで退室しないこと。

次の文章を読み、問いに答えなさい。

菅義偉首相は2021年5月14日の経済財政諮問会議で、最低賃金<sup>出題者注1)</sup>の全国平均1,000円の早期実現を目指す考えを示した。現在の全国平均は902円<sup>出題者注2)</sup>なので、実現には相応の引き上げが必要となる。

議論の前提として日本での最低賃金の決め方をみてみよう。ほかの労働政策と同様に公益代表、労働者代表、使用者代表の三者構成による審議会が決まる。

最低賃金審議会は中央最低賃金審議会と地方最低賃金審議会の2段構えになっている。中央最低賃金審議会は47都道府県を賃金水準に応じて4つのランクに分け、各ランクでの適切な引き上げ幅を目安として提示する。この目安を基に、各都道府県に設置された地方最低賃金審議会が引き上げ額を決める。

(中略)

日本での最低賃金の引き上げが雇用に与える影響に関する研究をみてみよう。金融庁の松多秀一氏が2020年3月時点で東京財団政策研究所から発表した18本の既存研究論文の調査によると、11本が雇用に対する影響を調べており、7本が雇用減少の効果を報告し、3本が影響はないとし、1本は雇用増加と雇用減少の効果の両方を報告している。雇用に対する影響の結果が研究により異なるのは諸外国の研究をみても共通している。

最低賃金の引き上げが雇用に与える影響を推定するのが難しいのは、最低賃金が労働市場<sup>出題者注3)</sup>の情勢に応じて決定されるためだ。日本での最低賃金は前年からの賃金上昇を参照しているため、賃金上昇局面で引き上げられる傾向がある。また諸外国でも最低賃金が引き上げられるのは景気拡大の局面が多い。最低賃金が雇用を減少させる効果が仮にあっても、景気拡大の効果に打ち消される傾向がある。

(中略)

2007年の法改正に伴う最低賃金の引き上げ<sup>出題者注4)</sup>を用いて雇用への影響を分析した論文としては、奥平寛子・同志社大准教授、滝澤美帆・学習院大教授、山ノ内健太・香川大講師の研究も挙げられる。製造業を対象にした研究で、最低賃金の引き上げが雇用を減少させたこと、そしてその数量的インパクトが大きいことを明らかにしている。

興味深いのは雇用への影響が場合により異なることも明らかにしている点だ。理論的には最低賃金の引き上げが雇用を減少させるかは、引き上げの影響を企業が利益を減少させることで吸収できるかどうかで決まる。労働者の生産性<sup>出題者注5)</sup>が賃金を上回っている状態なら、最低賃金が上がっても企業は利益を減らすだけで必ずしも雇用を減らさない。

一方で労働者の生産性が賃金と合致しているときに最低賃金が上がると、賃金引き上げを吸収する余地がないので雇用は減る。奥平氏らの研究は大まかにいうと、(中略)生産性と賃金の間にかい離がないときほど、最低賃金引き上げが雇用を減らすことを示した。

労働者の生産性と賃金の間にかい離が起きるかは、企業に賃金決定力があるかどうかによって左右される。企業が賃金を決めるのは自明のようだが、労働者が少しでも高い賃金を求めて企業の間を自由に移動できるときには、企業は労働市場で決まる相場の賃金を受け入れるしかない。相場より低い賃金では誰も働いてくれないし、相場より高い賃金を支払う理由もないためだ。こうした

労働市場を競争的な労働市場という。

賃金を変えられないのなら、労働者の生産性が賃金を上回っている限り、労働者を増やした方が利益は上がる。このように労働者を増やしていくと中核的な仕事から周辺的な仕事に労働者が割り振られるため労働者の生産性は下がっていき、最終的には生産性と賃金が等しくなるところまで雇用が進む。このとき、最低賃金が上がれば雇用は減る。

一方で企業が賃金を決められるのなら、売り惜しみならぬ雇い惜しみをすることで、賃金を下げ利益を上げようとする誘因が働く。(中略) こうした状態の下では、生産性を下回る賃金が支払われることになるため、最低賃金の上昇にともなう賃金上昇は利益の減少に吸収され、必ずしも雇用は減らない。

最低賃金の引き上げを全国平均 1,000 円に目指すとすると、どの都道府県の最低賃金を上げるのかという選択が迫られよう。この際には、企業が賃金を決められる状態となっていて雇用減少の影響が小さいと考えられる都道府県の最低賃金を引き上げるという案もあろう。

出典：川口 大司「雇用への影響、最大限配慮を 最低賃金引き上げるべきか」  
日本経済新聞 2021年5月24日朝刊「経済教室」(一部改変)

出題者注1) 最低賃金は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度である。

出題者注2) 2021年5月24日時点の値である。

出題者注3) 労働市場は、労働者の労働力に関して需要と供給との間にある関係(取引)をとらえた抽象的なものであり、その需給関係により賃金などの労働条件が決定される。

出題者注4) 最低賃金で働く人がフルタイムで働いたときに得られる月収が、生活保護受給者が受け取る保護額を下回る逆転現象が問題となった。逆転解消を目的に最低賃金法が改正され、東京都、神奈川県、北海道などでは、小規模企業の賃金上昇の実態とは独立に最低賃金を引き上げた。

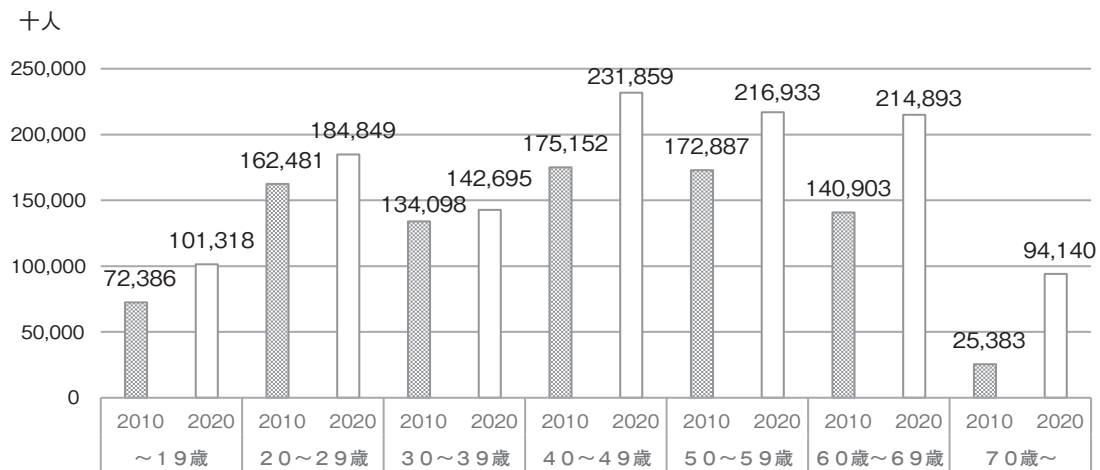
出題者注5) 労働者の生産性は、労働者が一人当たり付加価値(総売上額-外部購入価値(材料費、購入部品費など))をどれだけ生み出しているかを示す。

問1 本文中で、「日本での最低賃金は前年からの賃金上昇…。また諸外国でも最低賃金が引き上げられるのは景気拡大の局面が多い。」との記述がある。最低賃金の引き上げにより雇用は減少する可能性があるが、景気拡大の局面において最低賃金を引き上げたとき、全体として雇用の増減はどうなった場合が多いと考えられるか 100 字以内で述べなさい。

問2 図1は最低賃金が適用される可能性の高い短時間労働者<sup>注)</sup>について、20歳から29歳など年齢階級別に2010年と2020年の短時間労働者人数を集計した図である。各年齢階級において、短時間労働者の増加がみられるが、特に60代以降の増加が顕著である。その理由として考えられるものを2つ挙げて説明しなさい。

注) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者(主にパートやアルバイト)

図1 短時間労働者人数 年別×年齢階級別



出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

問3 本文中で、「製造業を対象にした研究で、最低賃金の引き上げが雇用を減少させたこと、そしてその数量的インパクトが大きいことを明らかにしている。」とあり、また「奥平氏らの研究は大まかにいうと、生産性と賃金の間にかい離がないときほど、最低賃金引き上げが雇用を減らすことを示した。」との記述がある。2007年の法改正にともなう最低賃金の引き上げにより、雇用が大きく減少した製造業の企業は、『賃金決定力』があったと考えられるか、『労働市場』という用語を使って100字以内で述べなさい。

問4 表1は、4地域の最低賃金額、最低賃金で雇用される労働者数と労働者の生産性を示している。表1について、次の問いに答えなさい。

- 1) 4地域の最低賃金の加重平均<sup>注1)</sup>が1,000円になるよう、表1にあるD地域の最低賃金だけを上げるとき、何円に引き上げれば良いか、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで計算しなさい。ただし、ここでは最低賃金引き上げによる雇用への影響は考慮しなくてよい。
- 2) 本文中で、「理論的には最低賃金の引き上げが雇用を減少させるかは、引き上げの影響を企業が利益を減少させることで吸収できるかどうかで決まる。」との記述がある。表1において4地域の最低賃金を同率で5%上げると、4地域の最低賃金の加重平均は997.5円<sup>注2)</sup>になる。この最低賃金の引き上げにより、それぞれの地域の雇用が減少するかどうか、その理由とともに200字以内で述べなさい。

注1) 4地域の最低賃金の加重平均

= {各地域の最低賃金 × (各地域の労働者数 ÷ 全労働者数)} の4地域の合計

注2) 最低賃金引き上げ後も雇用は変化しないと仮定し、算出した額

表1 最低賃金で雇用される各地域の労働者数と労働者の生産性

地域	最低賃金 (円)	労働者数 (人)	労働者の生産性 (円 / 人)
A	900	1,000	900
B	920	1,500	950
C	940	2,500	990
D	980	4,000	1,050

※ 4地域の最低賃金の加重平均：950円